

# 「都市計画見直しの基本方針（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課都市計画班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年11月21日(火)～12月21日(木)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 4人（9件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
<b>(1)都市計画の広域化について</b>	
都市計画区域のみならず、区域外も含めた広域マスタープランへの転換は意義のある取組であり、考え方の一番目に記載することが妥当。	ご意見を踏まえ、「4 都市計画見直しの基本的な考え方」(P.6)に示した5項目について、「広域的な視点に立ったマスタープランの策定」を一番目にするなど、記載順序を変更します。
<b>(2)市街化調整区域について</b>	
秩序ある土地利用とするため、市街化調整区域内の土地利用の基本方針を策定すべき。	「5(4)イ 市街化調整区域における開発の考え方」(P.12)に市街化調整区域の地区計画により開発する場合は、都市計画マスタープランや市街化調整区域の土地利用方針と整合を図る旨を記載しています。
農地については規制だけでなく、耕作放棄地等にならないよう農業を推進してほしい。	「5(4)イ 市街化調整区域における開発の考え方」(P.12)に市街化調整区域における開発は、農林漁業との健全な調和と農地法等の個別規制法との調整が整ったものとする旨を記載しています。
<b>(3)その他</b>	
市街化調整区域に「Sクラスの活断層帯」は含まれないのか。	千葉県内には、Sクラスの活断層帯はありませんが、地震等の自然災害への対応としては、市街化調整区域内のハザードエリア内の開発許可を厳格化し、市街化区域内においても避難施設、避難路の確保を図っていくことが重要と考えています。

<p>千葉市中央区にある市街化調整区域（赤井町、花輪町、生実町等）を市街化区域に編入して開発してほしい。</p>	<p>「5（2）ア 広域都市計画マスタープランの体系」（P.8）に示したとおり、千葉市中央区の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の都市計画は、指定都市である千葉市が都市計画権限を有していることから、いただいたご意見については、千葉市と共有します。</p> <p>なお、県では、広域都市計画マスタープランの策定にあたり、千葉市や都市計画区域外のまちづくりと連携するものとしています。</p>
<p>方向性 03 に「災害に対する強靱性持つ自立・分散型エネルギーの導入」を追記。</p>	<p>ご意見の対象である「3 本県の目指すべき「都市の姿」と都市づくりの方向性」（P.3）については、令和5年6月に策定した「千葉県都市づくりビジョン」の内容を抜粋したものであるため、基本方針に記載のとおりとします。</p>
<p>方向性 07 に「環境負荷の低いエネルギーへの転換」を追記。</p>	
<p>都市だけでなく、郊外部においてもSociety5.0の実装を目指すべき。</p>	<p>Society5.0とは、「サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」となっています。都市計画では少子高齢化、過疎化などの課題をイノベーションにより克服する社会を目指すことなどを想定しており、郊外部においても適用される考え方となっています。</p>
<p>道路整備だけでなく多様な手法による交通利便性の向上について検討すべき。</p>	<p>「4（1）広域的な視点に立ったマスタープランの策定」（P.6）において、広域幹線道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指すことを記載しています。</p> <p>具体的には、都市計画道路や都市高速鉄道等について都市計画に位置付けることにより、これらの施設の整備が進展し、交通利便性の向上が図られるものと考えています。</p>